



山形県公報

令和2年4月28日(火)
第100号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県民の海・プールの利用料金……………(観光立県推進課) ……475
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……479
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……481
- 土地改良区管理規程の変更の認可……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……482
- 公共測量の実施の変更の通知……………(県土利用政策課) ……483
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の認可の告示……………(都市計画課) ……484
- 同……………(同) ……同
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会計局) ……同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(ICT政策推進課) ……485
- 同……………(同) ……486
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……488
- 同……………(同) ……489
- 同……………(同) ……490
- 同……………(同) ……492
- 同……………(同) ……493
- 同……………(同) ……494
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……495
- 同……………(同) ……499
- 同……………(同) ……500
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教育庁) ……501

告 示

山形県告示第367号

山形県民の海・プール条例(平成12年3月県条例第26号)第7条第2項の規定により、山形県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金		
個 人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき	6,000円
			1人22回につき	10,800円
	パスポート（1年間）による利用の場合	1人1年につき	32,000円	
		パスポート（半年間）による利用の場合	1人180日につき	17,600円
	パスポート（3月間）による利用の場合	1人90日につき	9,700円	
	パスポート（高齢者）（1年間）による利用の場合	1人1年につき	25,000円	
	パスポート（高齢者）（半年間）による利用の場合	1人180日につき	13,800円	
	パスポート（高齢者）（3月間）による利用の場合	1人90日につき	7,600円	
	パスポート（障がい者等）（1年間）による利用の場合	1人1年につき	25,000円	
	パスポート（障がい者等）（半年間）による利用の場合	1人180日につき	13,800円	
	パスポート（障がい者等）（3月間）による利用の場合	1人90日につき	7,600円	
	夏季の利用の場合	1人1回につき	650円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	540円	
	冬季の利用の場合	1人1回につき	490円	
	高齢者の利用の場合	1人1回につき	440円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	440円	
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	430円	
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	650円
			上記以外の日	590円
		高齢者の利用の場合	1人1回につき	540円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	540円	
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	430円	
高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき	3,500円	

		1人22回につき	6,400円	
	パスポート（1年間）による利用の場合	1人1年につき	19,500円	
	パスポート（半年間）による利用の場合	1人180日につき	10,700円	
	パスポート（3月間）による利用の場合	1人90日につき	5,900円	
	夏季の利用の場合	1人1回につき	430円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	320円	
	冬季の利用の場合	1人1回につき	290円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円	
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	270円	
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等 430円	
			上記以外の日 350円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	320円	
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	270円	
児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき	3,000円	
		1人22回につき	5,600円	
		パスポート（1年間）による利用の場合	1人1年につき	15,900円
		パスポート（半年間）による利用の場合	1人180日につき	8,800円
		パスポート（3月間）による利用の場合	1人90日につき	4,800円
		夏季の利用の場合	1人1回につき	320円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円
		冬季の利用の場合	1人1回につき	240円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	220円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	220円

		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	320円	
				上記以外の日	290円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき		270円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		220円	
団体	一般	夏季の利用の場合	1人1回につき		520円	
		冬季の利用の場合	1人1回につき		490円	
		高齢者の利用の場合	1人1回につき		440円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき		440円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		400円	
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	520円	
				上記以外の日	490円	
		高齢者の利用の場合	1人1回につき		440円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき		440円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		400円	
	高校生	夏季の利用の場合	1人1回につき			350円
		冬季の利用の場合	1人1回につき			290円
			障がい者等の利用の場合	1人1回につき		270円
			トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		250円
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	350円	
				上記以外の日	290円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき		270円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		250円	
児童等	夏季の利用の場合	1人1回につき			260円	
	冬季の利用の場合	1人1回につき			240円	

	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		220円
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		200円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	260円
			上記以外の日	240円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		220円
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		200円
親子	回数券による利用の場合	1組11回につき		7,900円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1組1回につき	土曜日等	970円
			上記以外の日	790円

備考

- 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- 5 この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- 6 この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。
- 7 この表において「夏季」とは、7月1日から8月31日までの日をいう。
- 8 この表において「冬季」とは、11月1日から翌年の3月31日までの日をいう。
- 9 この表において「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む日をいう。
- 10 パスポートの有効期間は、パスポートを購入した日から起算してこの表に定めるパスポートの区分に応じ当該区分に定める期間とする。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第368号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形農業協同組合
代表理事組合長 岡崎 輝明

山形市旅籠町一丁目12-35

2 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐竹 浩文 上山市宮脇658-2202 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年4月4日 （古内拓己に係るものについては令和2年4月1日）
高橋 広行 上山市金生西二丁目2-19 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
吉田 邦弘 山形市大字鯨洗471 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 隆一 山形市蔵王半郷501-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 正昭 山形市蔵王半郷2339-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 俊一 東村山郡中山町大字土橋82-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大場 一仁 上山市権現堂850-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
樋口 彰史 山形市薬師町一丁目4-33 玄米、小麦、大豆、そば	樋口 彰史 山形市大字風間73-2 玄米、小麦、大豆、そば		
古内 拓己 山形市深町二丁目3-12 ハイカムールのぞみA101 玄米、小麦、大豆、そば	古内 拓己 山形市大字長谷堂622 玄米、小麦、大豆、そば		
武田 修 山形市漆山3483-58 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
笹原 宏之 山形市大字村木沢40 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
秋葉 達也 上山市朝日台二丁目4-17 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
土屋 弘之 上山市矢来四丁目16-58-8 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
井上 信一郎 上山市久保手3231 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

結城 直人 山形市双葉町二丁目3-4 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
山川 喜与一 東村山郡中山町大字達磨寺107 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
東海林 賢一 山形市大字灰塚137 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
熊谷 徹 山形市成沢西四丁目8-63 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
屋島 正人 山形市印役町三丁目11-12 シャル マンロージェ105号 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
秋葉 侑也 寒河江市白岩122-16 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
板坂 和広 西村山郡河北町谷地戊46 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
五十嵐 裕平 米沢市直江町4-28 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	

山形県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 認可年月日
令和2年4月16日

山形県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 変更に係る管理規程の名称
村山市西部土地改良区頭首工管理規程

- 4 管理規程の変更の概要
水利使用（更新）に関する河川法第23条及び第24条の許可に伴い、取水に関する事項を変更したもの
- 5 認可年月日
令和2年4月16日

山形県告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
大蔵村（次の図に示す部分に限る。）、戸沢村（次の図に示す部分に限る。）、金山町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
大蔵村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
大蔵村（次の図に示す部分に限る。）、鮭川村（次の図に示す部分に限る。）、戸沢村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
戸沢村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第372号

令和元年10月県告示第376号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

(変更前) 令和元年10月15日から令和2年2月21日まで

(変更後) 令和元年10月15日から令和2年3月19日まで

山形県告示第373号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

西置賜郡小国町の南東部

2 公共測量を実施した期間

令和元年10月15日から令和2年3月19日まで

3 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、舟形町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

最上郡舟形町沖の原地内

2 公共測量を実施した期間

令和元年10月3日から令和2年3月16日まで

3 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

山形県告示第375号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 鶴岡都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・3号羽黒橋加茂線
- 2 施行者の名称
 - 山形県
- 3 事務所の所在地
 - 山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 鶴岡市大東町、苗津町及び日出一丁目地内
 - (2) 使用の部分 鶴岡市苗津町及び日出一丁目地内
- 5 告示年月日及び番号
 - 令和2年4月20日 東北地方整備局告示第84号

山形県告示第376号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 南陽都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・5号赤湯停車場線
- 2 施行者の名称
 - 山形県
- 3 事務所の所在地
 - 山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 南陽市三間通字壇ノ越、字西蕨田、字蕨田、字中蕨田及び字東蕨田地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号
 - 令和2年4月20日 東北地方整備局告示第85号

山形県告示第377号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和2年5月1日から施行する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。
第38条ただし書中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

別記様式第8号中

完 成 期 日	年 月 日
---------	-------

を

工 期	年 月 日から 年 月 日まで
-----	--------------------

に改める。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク機器更新等及び運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和2年6月8日（月） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク機器更新等及び運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年1月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して JIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること及び JIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的に利用される情報系システム又はネットワークの設計、構築又は運用を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として全庁的に利用される情報系システム又はネットワークの設計、構築又は運用を受託した実績がある者を含む。）であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号 023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年5月19日（火）午後3時までに山形県みらい企画創造部ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類
 - ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
 - (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
 - (3) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
 - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Equipment update etc. and operation management work of the Yamagata Prefectural Government's central communication network : 1 set
 - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 8, 2020
 - (3) Contact point for the notice: ICT Policy Promotion Division, Future Planning and Creative Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2098

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和2年6月9日（火）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービス 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 令和2年7月1日から令和5年6月30日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和2年7月分から令和3年3月分までの9箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和2年7月分から令和3年3月分までの9箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年5月19日（火）午後3時までに山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network VLAN transmission line L2 access communication services for single public office: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 9, 2020
- (3) Contact point for the notice: ICT Policy Promotion Division, Future Planning and Creative Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2098

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和2年8月28日まで縦覧に供する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

野川食肉食品センター酒田店
酒田市大宮二丁目8番地の5外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目3番1号	野 川 勝 弘
山 木 雄 三	秋田県能代市大町7番3号	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野 川 喜 弘
山 木 雄 三	秋田県能代市大町7番3号	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目3番1号	野 川 勝 弘
条 川 番	酒田市こあら一丁目1番20号	

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野 川 喜 弘
未 定		

3 変更年月日

株式会社野川食肉食品センターに係るもの

(1) 住所に係るもの 平成20年3月24日

(2) 代表者の氏名に係るもの 平成23年3月10日

4 届出年月日

令和2年1月23日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月28日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和2年8月28日まで縦覧に供する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

野川食肉食品センター酒田店

酒田市大宮二丁目8番地の5外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野 川 喜 弘

山 木 雄 三	秋田県能代市大町7番3号	
---------	--------------	--

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市万代1番2号	野 川 喜 弘
山 木 雄 三	秋田県能代市大町7番3号	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野 川 喜 弘
未 定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市万代1番2号	野 川 喜 弘
未 定		

3 変更年月日

令和元年11月10日

4 届出年月日

令和2年1月23日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和2年8月28日まで縦覧に供する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新庄駅東ショッピングタウン
新庄市金沢字沖1068番5外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地

代表取締役 河内 伸二

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河内 伸二
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目3番1号	野川 勝弘
株式会社ヨシダ靴鞆店	新庄市沖の町10番1号	吉田 喜一郎
株式会社とみひろ	山形市香澄町一丁目11番18号	富田 浩志
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	栗原 勝利

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河内 伸二
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野川 喜弘
株式会社ヨシダ靴鞆店	新庄市沖の町10番1号	吉田 慶一
株式会社とみひろ	山形市十日町四丁目1番3号	富田 浩志
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	北原 久巳

4 変更年月日

(1) 株式会社野川食肉食品センターに係るもの

イ 住所に係るもの 平成20年3月24日

ロ 代表者の氏名に係るもの 平成23年3月10日

(2) 株式会社ヨシダ靴鞆店に係るもの 平成23年2月28日

(3) 株式会社とみひろに係るもの 平成26年6月25日

(4) 株式会社マックハウスに係るもの 平成31年3月1日

5 届出年月日

令和2年1月23日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月28日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和2年8月28日まで縦覧に供する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新庄駅東ショッピングタウン
新庄市金沢字沖1068番5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地
代表取締役 河内 伸二
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河 内 伸 二
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野 川 喜 弘
株式会社ヨシダ靴鞆店	新庄市沖の町10番1号	吉 田 慶 一
株式会社とみひろ	山形市十日町四丁目1番3号	富 田 浩 志
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	北 原 久 巳

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河 内 伸 二
株式会社野川食肉食品センター	天童市万代1番2号	野 川 喜 弘
株式会社ヨシダ靴鞆店	新庄市沖の町10番1号	吉 田 慶 一
株式会社とみひろ	山形市十日町四丁目1番3号	富 田 浩 志
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	北 原 久 巳

- 4 変更年月日
令和元年11月10日
- 5 届出年月日
令和2年1月23日
- 6 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月28日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があつた。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において令和2年8月28日まで縦覧に供する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

野川食肉食品センター東根店
東根市小林一丁目2番35号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名 称	所 在 地
野川食肉食品センター東根店	東根市大字東根元小林新田字小林46外

(変更後)

名 称	所 在 地
野川食肉食品センター東根店	東根市小林一丁目2番35号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目3番1号	野 川 勝 弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野 川 喜 弘

3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成16年10月9日
- (2) 2の(2)に掲げる事項
 - イ 住所に係るもの 平成20年3月24日
 - ロ 代表者の氏名に係るもの 平成23年3月10日

4 届出年月日

令和2年1月23日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において令和2年8月28日まで縦覧に供する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

野川食肉食品センター東根店
東根市小林一丁目2番35号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野 川 喜 弘

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市万代1番2号	野 川 喜 弘

3 変更年月日

令和元年11月10日

4 届出年月日

令和2年1月23日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに長井市役所において令和2年8月28日まで縦覧に供する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

びっくり市長井店
長井市小出字館西3837番1外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野 川 喜 弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市万代1番2号	野 川 喜 弘

3 変更年月日

令和元年11月10日

4 届出年月日

令和2年1月23日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和2年8月28日まで縦覧に供する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S-MALL（エスマール）
鶴岡市錦町2番21号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号
代表取締役 國井 英夫

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社庄交コーポレーション	鶴岡市錦町2番60号	國 井 英 夫
株式会社主婦の店鶴岡店	鶴岡市美咲町37番17号	大 川 奈 津 子
株式会社イーストボーイ	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目38番12号	齋 藤 文 年
有限会社木村屋	鶴岡市山王町9番25号	吉 野 隆 一
株式会社ファンシーフラワー	鶴岡市日吉町2番23号	後 藤 則 子
有限会社佐藤正栄堂	鶴岡市本町二丁目2番10号	佐 藤 正 廣
株式会社ロベリア	東京都江東区越中島二丁目1番38号	錦 戸 一 富
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番地9号	盛 田 良 紀
株式会社キング	大阪府吹田市豊津町1番7号	山 田 幸 雄
株式会社エガミ	秋田県横手市寿町8番13号	江 上 キヌ子
株式会社さが美	神奈川県平塚市田村八丁目21番9号	平 松 達 夫
株式会社ドルフィン	酒田市中町二丁目4番27号	青 塚 義 明
ロイヤルネットワーク株式会社	酒田市浜田一丁目7番20号	仲 條 啓 介
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	馬 場 昭 典
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市中千種区今池三丁目4番10号	堀 江 泰 文
株式会社GSD	新庄市金沢1573番3号	長 澤 通
アールズ株式会社	宮城県仙台市宮城野区苦竹二丁目7番20号	山 内 伸 夫
有限会社ワールドワイド ヴォーグプロジェクトス トーンワールド	新潟県新潟市中央区幸西二丁目3番10号	中 川 寿 則
株式会社末広	長井市本町一丁目4番25号	高 橋 英 敏
株式会社リュウズ	酒田市中町二丁目5番1号	齋 藤 隆 一
A l i c e 株式会社	鶴岡市幕野内字大東1番地	田 村 健 太 郎

株式会社ニュー・クイック	神奈川県藤沢市辻堂二丁目7番1号	清水 富士雄
株式会社九州屋	東京都八王子市越野24番地の1	小林 拓
有限会社ワーカホリック	東京都中野区新井二丁目1番1号	遠山 直樹
株式会社マイティ	福島県郡山市駅前二丁目11番1号	渡部 広太郎
有限会社シーガルディレクション	秋田県大館市清水四丁目71番地1の3	小畑 賢
佐藤 悟	鶴岡市大西町37番20号	
株式会社ワールド企画	岩手県北上市上江釣子7地割124番地1	村田 守男
有限会社ビズ・カンパニー	宮城県多賀城市桜木三丁目4番1号	陳 必正
渋谷 真二	鶴岡市下川字窪畑1番地503	
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博丈
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県つくば市西大橋599番地1	日下 孝明
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢 宏
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白戸 孝
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久
株式会社ボズ・ワン	東京都世田谷区玉川田園調布二丁目10番6号	菅野 健一
株式会社ブービープランニング	福島県須賀川市南町130番地	栗城 幸一
有限会社シュアー	埼玉県加須市道地127番地2	竹下 昌之
株式会社トレフル	鶴岡市末広町5番8号	三浦 美智
有限会社KEEP YOU	兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目1番5-201号	内海 邦彦

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社庄交コーポレーション	鶴岡市錦町2番60号	國井 英夫
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
有限会社木村屋	鶴岡市山王町9番25号	吉野 隆一

株式会社ファンシーフラ ワー	鶴岡市日吉町2番23号	後 藤 則 子
有限会社佐藤正栄堂	鶴岡市本町二丁目2番10号	佐 藤 正 廣
株式会社ロベリア	東京都江東区塩浜二丁目4番20号	藤 田 智 弘
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番地9号	盛 田 良 紀
株式会社キング	大阪府吹田市豊津町1番7号	長 島 希 吉
株式会社エガミ	秋田県横手市寿町8番13号	江 上 雅 敏
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町87番地4	形 部 幸 裕
株式会社ドルフィン	酒田市中町二丁目4番27号	青 塚 義 明
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木 下 尚 久
株式会社サンボウ	群馬県沼田市薄根町4470番地1	平 井 秀 明
株式会社末広	長井市館町南12番43号	高 橋 英 敏
株式会社リュウズ	酒田市中町二丁目5番1号	齋 藤 隆 一
有限会社ワーカホリック	東京都中野区新井二丁目1番1号	遠 山 直 樹
株式会社マイティ	福島県郡山市駅前二丁目11番1号	渡 部 広 太 郎
有限会社シーガルディレク ション	秋田県大館市清水四丁目71番地1の3	小 畑 賢
株式会社ワールド企画	岩手県北上市上江釣子7地割124番地1	村 田 守 男
有限会社ビズ・カンパニー	宮城県多賀城市桜木三丁目4番1号	陳 必 正
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
株式会社ワンダーコーポ レーション	茨城県土浦市蓮河原新町4181	内 藤 雅 義
株式会社神奈川くまざわ書 店	東京都八王子市八日町1番11号	熊 沢 宏
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	北 原 久 巳
株式会社ハニーズホール ディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 義 久
株式会社ボズ・ワン	東京都世田谷区玉川田園調布二丁目10番6号	菅 野 健 一
株式会社ブービープランニ ング	福島県須賀川市南町130番地	栗 城 幸 一

有限会社シュアー	埼玉県加須市道地127番地2	竹下昌之
有限会社KEEP YOU	兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目1番5-201号	内海邦彦

4 変更年月日

- (1) 本間物産株式会社に係るもの 令和元年9月26日
- (2) 株式会社ロベリアに係るもの
 - イ 住所に係るもの 平成28年7月18日
 - ロ 代表者の氏名に係るもの 平成30年3月1日
- (3) 株式会社キングに係るもの 平成30年6月28日
- (4) 株式会社エガミに係るもの 平成30年6月1日
- (5) 株式会社さが美に係るもの
 - イ 住所に係るもの 令和元年7月12日
 - ロ 代表者の氏名に係るもの 令和元年11月5日
- (6) 株式会社ジーフットに係るもの
 - イ 住所に係るもの 平成28年5月19日
 - ロ 代表者の氏名に係るもの 令和元年5月24日
- (7) 株式会社サンボウに係るもの 平成31年3月1日
- (8) 株式会社末広に係るもの 平成30年10月15日
- (9) 株式会社大創産業に係るもの 平成30年3月1日
- (10) 株式会社ワンダーコーポレーションに係るもの
 - イ 住所に係るもの 令和元年7月1日
 - ロ 代表者の氏名に係るもの 平成30年5月24日
- (11) 株式会社マックハウスに係るもの 平成31年3月1日
- (12) 株式会社ハニーズホールディングスに係るもの 平成29年3月11日

5 届出年月日

令和2年2月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和2年8月28日まで縦覧に供する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
山形トヨペット東バイパス
山形市上山家町字下宿760番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
山形トヨペット株式会社 山形市飯田西五丁目5番2号
代表取締役 鈴木 壽昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
ヤマザワバイパス店	山形市上山家町字下宿760番1

(変更後)

名 称	所 在 地
山形トヨペット東バイパス	山形市上山家町字下宿760番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
株式会社ヤマコー	山形市鉄砲町二丁目13番18号	平 井 康 博

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
山形トヨペット株式会社	山形市飯田西五丁目5番2号	鈴 木 壽 昭
株式会社ヤマコー	山形市鉄砲町二丁目13番18号	平 井 康 博

4 変更年月日

令和元年11月22日

5 届出年月日

令和2年3月16日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和2年8月28日まで縦覧に供する。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
山形トヨベツト東バイパス
山形市上山家町字下宿760番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
山形トヨベツト株式会社 山形市飯田西五丁目5番2号
代表取締役 鈴木 壽昭
- 3 変更する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 155台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)
(変更後) 35台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 30台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)
(変更後) 10台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)
 - (3) 廃棄物等の保管施設の位置
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- 4 変更年月日
令和2年11月17日
- 5 届出年月日
令和2年3月16日
- 6 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月28日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立学校統合サーバに係る再構築・運用業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県教育庁教育政策課教育情報化推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2409
- 3 落札者を決定した日 令和2年4月13日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号
- 5 落札金額 288,004,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年3月3日

令和2年4月28日印刷
令和2年4月28日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県